

広島県訓令第九号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第八条関係）		別表第二（第八条関係）	
局長専決事項	課長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
(略)	一―三十二 (略) 三十三 使用料、手数料及び負担金の減免並びに利用料金の減免基準の決定 三十四―五十三 (略)	(略)	一―三十二 (略) 三十三 使用料、手数料及び負担金の減免 三十四―五十三 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。